

企業会計基準委員会 御中

公益社団法人
日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

企業会計基準公開草案第80号

「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等について

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）が2023年12月15日に公表した「企業会計基準公開草案第80号『中間財務諸表に関する会計基準（案）』等」（以下、本公開草案）に関する意見書を提出する。

当協会はアナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約29,000名の日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA*）を擁する。

企業会計研究会は、1977年3月に設立された当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、学識経験者を含む12名の委員で構成されている。

はじめに

令和4年度の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（以下、DWG）において、四半期開示の見直しが審議された。これに合わせて、当協会では、2022年10月7日にディスクロージャー研究会と企業会計研究会の連名で「四半期開示の見直しに関するアンケートについて」¹を公表した。これは、四半期開示の見直しが、財務諸表利用者であるアナリスト・投資家の実務への影響が極めて大きいからである。

本公開草案は、DWG報告の提言を受けた四半期開示の見直しに関する金融商品取引法の改正に対応するもので、財務諸表利用者として基本的に同意するが、一部追加意見がある。

以下、我々の意見を各質問に沿って述べる。

¹ 四半期開示の見直しに関するアンケート：

https://www.saa.or.jp/account/account/pdf/enquete_20221007.pdf

同ニュースリリース：https://www.saa.or.jp/press/pdf/press_20221007.pdf

質問1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本会計基準案等の開発にあたっての基本的な方針に同意する。

本公開草案では、基本的に四半期会計基準等の会計処理及び開示を引き継ぐことが提案され、また、中間会計基準等と四半期会計基準等の間で会計処理の差異が生じる可能性がある項目については、四半期会計基準等に基づく実務を継続適用可能とする経過措置が提案されている。

改正後の金融商品取引法の成立日から施行日までの期間が短期間である中、こうした開発にあたっての基本方針は、作成者のみならず、利用者にとっても、制度移行の混乱を極小化するものとする。

なお、金融商品取引法上は四半期報告制度が廃止される中、上場会社においては引き続き取引所規則に基づき第1・第3四半期決算短信の報告が行われるため、質問2で言及されている（仮称）期中財務諸表に関する会計基準等の開発が行われるまでの間、四半期会計基準等は適用を終了しないことも、制度移行の混乱を極小化するものとする。

質問2（今後の基準開発の方向性に関する質問）

今後、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した（仮称）期中財務諸表に関する会計基準等の開発を検討する方向性に関して、ご意見があればご記載ください。

今後の基準開発の方向性に同意するが、（仮称）期中財務諸表に関する会計基準等の開発にあたっては、①証券取引所と十分に連携すること、②財務諸表利用者のニーズを把握すること、の2点をASBJにお願いしたい。

中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した（仮称）期中財務諸表に関する会計基準等を開発し、その中で、本公開草案で経過措置が設けられている項目について検討するという今後の基準開発の方向性に、異論はない。

その方向性の下、財務諸表利用者としては、四半期決算短信と中間財務諸表との間で適時・適切に期間比較できるよう、金融商品取引法上の半期報告で開示される中間財務諸表と取引所規則に従って開示される第1・第3四半期財務諸表は、同じ会計基準等に基づいて作成されるべきと考える。

このためには、(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等が適時・適切に取引所規則に取り込まれることが必須であるので、開発にあたって ASBJ には、証券取引所にオブザーバーで参加してもらおう等、証券取引所と十分に連携してもらいたい。

また、(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等の開発にあたっては、財務諸表作成者の実務への影響のみならず、財務諸表利用者の実務への影響も考慮し、必要に応じアウトリーチを行う等、ニーズを十分に把握してもらいたい。

質問3(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

特になし。

以上